

上福井浄水場 浄水汚泥収集運搬業務委託特記仕様書

本仕様書は、「(令和4・5年度)上福井浄水場浄水汚泥収集運搬・処分業務委託」のうち、「収集運搬業務」に適用する。

1. 業務概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 収集運搬対象品目 | 浄水汚泥(スラリー状汚泥) |
| (2) 積込場所 | 舞鶴市字上福井地内(上福井浄水場排水処理施設内) |
| (3) 業務内容 | 浄水汚泥収集運搬 |
| (3) 搬出先 | 処分業務を受注した受注者の処理施設 |
| (4) 運搬車両 | 飛散防止対策が施されたコンテナ車・汚泥排出配管から直接投入できる車両・飛散防止対策が施された大型容器を積載している車両

※いずれも配管(口径50mmのホース)から直接投入できる車両である事。
※事前に発注者若しくは上福井浄水場等操業業務委託業者(以下、操業委託業者)の承諾を得る事 |
| (5) 履行期間 | 令和4年4月1日 から 令和6年3月31日 まで |

2. 提出書類

- | |
|--|
| (1) 着手届 |
| (2) 工程表(契約用) |
| (3) 技術者届 |
| (4) 第三者傷害賠償責任保険証書の写し |
| (5) 実施計画書(処分業務と共に)
1) 業務概要
2) 業務履行体系図
3) 現場組織表
4) 緊急連絡体系図
5) 作業員名簿及び、必要資格書(写し)
6) 作業方法
7) 作業管理計画
8) 安全管理
9) 交通管理
10) 環境対策等 |

- 1 1) 使用機械（運搬車両の自動車検査証の写し）
 - 1 2) 産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）
- (6) 月毎の請求時の提出書類（処分業務と共に）
- 1) 実績報告書
 - 2) 電子マニフェストの処分終了報告書
 - 3) 写真
 - 4) 計量票
 - 5) 請求書
- (7) 完了届
- (8) その他発注者が求める書類

3. 産業廃棄物管理票

浄水汚泥の運搬処理に際して必要な産業廃棄物管理票は、電子マニフェストを使用するので、J W N E T に加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

4. 委託料

- (1) 実績報告書・搬出状況写真及び産業廃棄物管理票を検査・確認し、当月分の委託料を支払うものとする。
- (2) 月額委託料の計算における汚泥量は、1トン単位（1トン未満切捨て）とする。
- (3) 取引にかかる消費税及び地方消費税額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 産業廃棄物の種類・性状、発生予定数量

上福井浄水場で発生する浄水汚泥の種類及び性状は下記の通りである。

- (1) 種類：浄水汚泥（無機性汚泥）
- (2) 含水比は、90%以上である。
- (3) 荷姿は、バラである。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条の4第5項」に定める特別管理産業廃棄物には該当しない。
- (5) 搬出量は以下のように定める。ただし、数量は確約するものではない。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ・ 年間搬出予定量 | 780 t (トン) × 2カ年 = 1,560 t (トン) |
| ・ 1日当たり最大搬出量 | 20 t (トン) |
| ・ 1か月当たり予定搬出量 | 別添「 <u>月間搬出量予定表</u> 」参照 |

※ 1日当たり最大搬出量は汚泥の濃縮状況、その他の理由により増減の可能性がある。

6. 業務内容

- (1) 本業務は、上福井浄水場内の排水処理施設から排出された浄水汚泥を積載し、処理施設まで収集・運搬するものである。
- (2) 搬出車両は配管より直接投入できる車両であるとともに、事前に発注者若しくは操業委託業者の承諾を得ること。
- (3) 浄水汚泥の積込みに関しては受注者がおこない、発注者若しくは操業委託業者より指導を受けた作業員が、15分/m³以下で積載すること。
- (4) 搬出量は浄水処理工程等の都合により変動する。
- (5) 搬出量は1台ごとにトラックスケール等で計量し、日搬出量をファックス等で報告すること。
- (6) 履行日・運搬量・搬出開始時間については、発注者若しくは発注者から依頼を受けた操業委託業者からFAXにより発注書を送付するため、処分業者と調整し、受領書を返信すること。
- (7) 履行については発注書の日付より10日以内に着手すること。
- (8) 搬出日は、平日(祝日を除く)の8:30から17:00までとする。また、操業委託業者の都合により、増・減車、搬出日の追加及び削減、搬出時間を変更する場合がある。この場合も発注書を送付する。変更する場合は、受注者に事前に通知するものとする。

7. 関係法規の遵守等

- (1) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 産業廃棄物の運搬処分に係る事前協議が必要な都道府県においては、その申請手続きは受注者が行うものとする。また、その申請に必要な汚泥の分析費用等も受注者の負担で行うものとする。
- (3) 受注者は道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。また、過積載は行わないこと。
- (4) 汚泥積込箇所周辺は常に清掃し、清潔な環境を保つこと。
- (5) 受注者は、運搬に際し、沿道・近隣関係者とトラブルが生じないように十分注意し安全運転に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合は速やかに受注者の責任により対処すること。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、協議により決定するものとする。

(2) 保険の加入について

- 1) 第三者傷害賠償責任保険に加入すること。
- 2) 保険金額は請負代金額(消費税を含む)以上とし、被保険者は受注者、保険期間は必ず履行期限に10日を加えること。

月間搬出量予定表（令和4年度）

各月	搬出量(t/月)
4月	60
5月	60
6月	60
7月	60
8月	60
9月	60
10月	70
11月	70
12月	70
1月	70
2月	70
3月	70
計	780

月間搬出量予定表（令和5年度）

各月	搬出量(t/月)
4月	60
5月	60
6月	60
7月	60
8月	60
9月	60
10月	70
11月	70
12月	70
1月	70
2月	70
3月	70
計	780

令和4・5年度予定搬出量

合計	1,560t
----	--------